

インターネットによる株主総会の議決権行使ならびに  
ホームページによる貸借対照表および損益計算書の開示について

東京急行電鉄株式会社

東京急行電鉄（本社：東京都渋谷区、社長：上條清文）では、2002年4月1日から施行された「商法等の一部を改正する法律」に基づき、本年6月27日に開催予定の第133期定時株主総会から、インターネットによる株主総会の議決権行使ならびにホームページによる貸借対照表および損益計算書の開示を導入いたします。

1. インターネットによる株主総会の議決権行使

株主様の議決権行使の利便性向上を図るため、株主総会に出席しない株主様に対し、従来の書面による議決権行使に加え、新たにインターネットによる議決権行使を導入いたします。

（具体的な方法）

- (1)株主総会の招集通知に、インターネットによる議決権行使ができる旨を記載します。
- (2)議決権行使コードと仮パスワードを記載した議決権行使書用紙を、招集通知とともに株主様に送付いたします。
- (3)インターネットによる議決権行使を希望する株主様は、議決権行使コードとパスワードにより専用ウェブサイトアクセスし、議決権を行使していただきます。

2. ホームページによる貸借対照表および損益計算書の開示

情報化社会への対応および投資家の皆様の利便性向上を図るため、新聞紙上での公告に代え、ホームページによる貸借対照表および損益計算書の開示を導入いたします。

（具体的な方法）

当社ホームページ内に専用ページ（<http://www.tokyu.co.jp/kessan/index.html>）を新設し、貸借対照表および損益計算書を、定時株主総会で報告した日後5年を経過する日まで掲出いたします。

以 上